

0歳から未就学まで使える！小学生の病児・病後児・障害児も使える！

ベビーシッター利用料助成制度

障害児・ひとり親家庭の利用上限時間を288時間(障害児は小学校1～6年生も対象)に拡大！

対象者	児童と同居し、文京区に住所を有する、以下のいずれかの保護者(保育認定不問) ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 (保護者の残業や病気、自己実現、学校行事など、幅広い理由が対象) ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 (保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をする場合が対象)	
対象期間	令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)利用分	
対象児童	0歳～6歳の未就学児 及び 小学校1～6年生の病児・病後児・障害児	
助成上限時間	児童1人につき年度あたり144時間 (ひとり親家庭の未就学児・障害児・多胎児の場合は児童1人につき288時間)	
助成上限金額	7時～22時 1時間 2,500円(22時～翌7時 1時間 3,500円)	
対象利用料	保育サービス利用料(税込) ※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料等の費用は助成対象外 ※クーポンや福利厚生等を利用した場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象	
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)認定事業者	 【事業者一覧はこちら】
保育基準	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること (東京都の基準により定められています。) ※複数の児童について同時に保育を受けるときであっても、以下(1)～(3)の場合は助成対象となります。 (1) 保護者がベビーシッターと共同で保育を行う場合 (2) 児童全員が小学生以上で、病児・病後児・障害児について助成を希望する場合 (3) 未就学児と小学生以上のきょうだいを同時に保育する場合で、未就学児と同数のベビーシッターが配置されている場合	
その他の 制度の紹介	○入会金や交通費等の助成(子育て支援事業利用料等助成制度) 住民税非課税世帯や生活保護を受けている世帯対象。 本制度の利用に係る入会金・年会費・交通費・キャンセル料の一部を助成します。	

OK



NG



利用の流れ

(1)事業者との契約
対象事業者から利用したい事業者を選び、直接契約を結んでください。 その際「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず伝えてください。 要件証明書が発行可能なシッターに依頼した場合のみ、助成対象となります。 ※要件証明書は、従事したベビーシッターが本事業の要件を満たすことを確認するものです。
(2)ベビーシッターの利用・支払い
ベビーシッターを利用し、料金を支払ってください。 事業者から「②領収書」と「③利用明細書」「④要件証明書(利用日以前の発行日)」の交付を受けてください。
(3)申請
申請書類を揃え、 受付締切日(必着)までに、児童ごとに、オンライン申請(区ホームページ参照)又は下記郵送先にご郵送ください。 ※申請ごとに利用時間を合算し、1時間未満を切り捨てた時間をもとに助成を行います。
(4)交付決定
審査後、助成が適当と認めた場合は「交付決定通知書*1」を送付し、指定された口座に振り込みます。

*1 交付決定通知書には交付額と振込予定日を記載しています。

審査内容についてご不明な点は、株式会社JTB(文京区委託事業者)にお問い合わせください。

申請書類

すべての方が必要な書類		
① 申請書	文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書兼口座振替依頼書	区様式*2
② 領収書		事業者発行 (コピー可)
③ 利用明細書	利用した児童の氏名・利用日・利用時間・利用料の内訳・保育を提供したベビーシッターの氏名等が分かるもの	
④ 要件証明書	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)補助事業ベビーシッター要件証明書	
該当者のみが必要な書類		
⑤ 委任状	【申請者以外の口座を指定する場合】 押印の上、原本を郵送で提出(オンライン申請不可)	区様式*2
⑥ 確認書類	【障害児の場合】身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し、療育等への通所受給者証の写しなど障害児と分かる書類 【ひとり親の場合】戸籍全部事項証明書(謄本)など	任意書式

*2 区様式は区 HP からダウンロードできます(オンライン申請の場合、申込フォームの記載事項に内容が含まれています)。

スケジュール ※締切日は必着です。

⚠ 令和9年1～3月分の申請受付締切日にご注意ください！

利用月	申請受付締切日(必着)	不足書類提出締切日(必着)*3	入金時期
令和8年 4～6月	令和8年 7月31日(金)	令和8年 8月31日(月)	令和8年 8～10月
令和8年 7～9月	令和8年 11月 2日(月)	令和8年 11月30日(月)	令和8年 11月～9年1月
令和8年 10～12月	令和9年 2月 1日(月)	令和9年 3月 1日(月)	令和9年 2～4月
令和9年 1～3月	令和9年4月9日(金曜日)	令和9年 5月 7日(金)	令和9年 4～5月

*3 申請受付締切日までに申請された場合は、不足書類提出締切日まで不足書類の追加提出を受け付けます。

令和8年4月1日から郵送先・連絡先が以下に変更になります！

オンライン申請は区 HP から！

【郵送先】株式会社JTB(文京区委託事業者) ☎03-4400-0952(平日 8:30～17:00)
 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 1-11-3 DiaResto Tokyo Bldg.5F
 文京区ベビーシッター事業受付事務局

【問合せ】子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288(平日 8:30～17:00)

【事業担当】文京区 こども未来部 こども若者支援課 こども若者支援担当



区ホームページ
(2608)